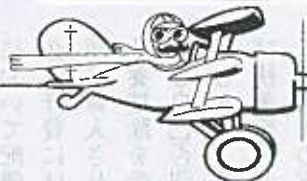


今回のテーマ

海外での事故は保障される？



今まで、少し堅い話が続きましたので気軽に読んでいただける話をしましょう。
今回のテーマは海外で事故に遭った場合や海外転勤になった場合について考えてみましょう。

1. 海外での事故は??

保障されます!! 免責ではありません。

災害による入院、病気による入院や死亡は、その事故がどこで起こったものであるか、旅行中であるか勤務中であるかを問わず、保障対象となります。

この場合、通常ご用意いただく入院証明書等の書類は「日本語」で作成されていますがご加入の保険会社へ連絡して「英文」書類を入手して対処しましょう。

2. では、どんな場合に免責になるの？

申込時に手渡される「ご契約のしおり・約款」に記載されています。

まず、読むことの少ないものですが、この機会に目を通しておきましょう。

① 死亡保険金の免責

1. 2年以内の自殺
2. ご契約者の故意による時
3. 保険金受取人の故意による時
4. 被保険者の故意による時

② 入院給付金の免責

1. ご契約者、被保険者または受取人の故意による時
2. 被保険者の犯罪行為による時
3. 被保険者の精神障害または泥酔状態を原因とする事故
4. 被保険者の無免許運転
5. 被保険者の酒気帯び運転
6. 被保険者の薬物依存

このように海外での事故は免責になっていないのです。



3. 海外転勤になったら??

まず、ご加入の保険会社担当へ連絡しましょう。

「海外渡航届」等の書類を提出すればOKです。

* 海外渡航届：日本国内に居住する親族等の代理人を指定します。

口座振替案内等の保険会社からの各種連絡を代理人宛にお届けするように変更されます。

今回は海外での事故や海外転勤を取り上げてみました。
実際にこういったことになったら参考にしてみてください。
具体的なお相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。